

自宅待機期間について(新型コロナウイルス感染症の場合)

1. 自宅待機期間

・発症した後5日を経過し、かつ、5日目に症状が続いていた場合、症状が軽快した後1日を経過するまで

ケース	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
発症後1日目に軽快	発症	発症中 (軽快)	軽快後 1日目				出社		
									
発症後2日目に軽快	発症	発症中	発症中 (軽快)	軽快後 1日目			出社		
									
発症後3日目に軽快	発症	発症中	発症中	発症中 (軽快)	軽快後 1日目		出社		
									
発症後4日目に軽快	発症	発症中	発症中	発症中	発症中 (軽快)	軽快後 1日目	出社		
									
発症後5日目に軽快	発症	発症中	発症中	発症中	発症中	発症中 (軽快)	軽快後 1日目	出社	
									
発症後6日目に軽快	発症	発症中	発症中	発症中	発症中	発症中	発症中 (軽快)	軽快後 1日目	出社
									

2. 自宅待機期間の勤務の取扱い

・欠勤扱い(賃金減額)となるため、原則、年次有給休暇で対応する。